△ 招

集

川 越 地 区 消 防 組 合 告 示

第

号

亚 成二十 五. 年 Ш 越 地 区 消 防 組合議会第一回 定例会を次のと

おり招集する。

平成二十五 年三月二十 日

平 成二十 五. 年三月二十 八

日

午後一

時

Ш

越 地 区 消 防 組

合管理

者

Ш

合

善

明

Ш 越 地  $\overline{\mathbb{X}}$ 消 防 局

場

所

日

時

三 階 講

堂

日

△ 会

期

亚

成二十五年三月二十八日

間

Ξ

#### △議事順序

午後一時開会

一、日程第一、第二、第三については、会期を一日間と定め、議案提出書を公表し、 地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者を報告する。

二、日程第四、 採決の順序により審議を行う。 議員提出議案第一号を議題とし、 提案理由の説明の後、 質疑、

三、日程第五、 会議録署名議員指名については

道祖土 証 議員

森 田 敏 男 議員 を指名する。

Ξį, 四 日程第六については、平成二十四年十月五日以降受理した監査結果を報告する。 日程第七以下については、提出案を単独議題とし、提案理由の説明の後、質疑:

六、追加議案の提出があった場合は、日程に追加し、五の例により審議を行う。 なお、一般質問の通告がある場合は、日程に追加し、これを実施する。

討論、

採決の順序により審議を行う。

この予定は時間延長しても終了する。

以上をもって第一回定例会を閉会する。

△議事日程

日程第 平成二十五年三月二十八日 会期決定について 午後一時開議

議案提出書の公表について

日程第

日程第

三

地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者の

報告について

日程第 兀 議員提出議案第一号 川越地区消防組合議会会議規則の一部を改正す

る規則を定めることについて

会議録署名議員指名について

日程第

五.

平成二十五年川越地区消防組合議会第一回定例会会議録

日程第 六

監査結果の報告について

日程第 七 議案第 一号 川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する

日程第 八 議案第 二号 川越地区消防組合消防団条例の一部を改正する条例を

条例の一部を改正する条例を定めることについて

日程第 九 議案第 三号 平成二十四年度川越地区消防組合一般会計補正予算 定めることについて

第一号)

日程第一 0 議案第 四号 平成二十五年度川越地区消防組合一般会計予算

△議場に出席した議員(一二人)

第 番 道祖土 証 議員 第 二番 森田 敏男

議員

第 肇 議員

三番 爲水 議員 第 四番 江田

五番 桐野 忠 議員 第 六番 片野 広隆 議員

七番 柿田 議員 第 八番 三上喜久蔵 吉田

一〇番 髙橋 剛 第

第 第 第

第一二番

議員

賢

議員

一 一 番

第一三番 清水

京子

議員

光雄

議員

議員

△欠席議員(一人)

第 九番 若海 保 議員

△地方自治法第百二十一条第一項の規定による議場に出席

管理者 川 合

した理事者

明

副管理者 高 田 男

風 間 司

会計管理者 岸 田 政 明

消防局長 大河内 弥

IJ 小 林 雄

IJ 水 村 光 夫

川越中央消防署長 川越北消防署長 斉 崎 木 利 治 之

川越西消防署長 忍 柴 田 茂 正 巳

川島消防署長 渋 谷 徹

総務課長 岸 田 隆

予防課長 木 村 圭 夫

警防課長 救急課長 高 柳 野 春 佳 男

辻

指揮統制課長 章

△議場に出席した職員

書記長 尚 部

書 記 大河内

> 徹 宏

橋 本 丈 夫

寿

IJ IJ

武

笠

浩

矢 島 勝

会 (午後一時二十八分)

△開

○江田 日開会の川越地区消防組合議会第一回定例会の議会は成立しております。 **肇議長** 出席議員が定足数に達しておりますので、平成二十五年三月二十八

これより開会いたします。

△日程第

会期決定について

次 長 大久保 愛 郎

○江田

肇議長

直ちに会議を開きます。

日程に入ります。日程第一、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。川越地区消防組合議会第一回定例会の会期を本日一日間とす

ることに御異議ございませんか。

「異議なし」と言う者がいる)

○江田 肇議長 御異議なしと認めます。よって、本議会第一回定例会の会期を本日

一日間とすることに決定いたしました。

△日程第 議案提出書の公表について

〇江田 肇議長 日程第二、議案提出書の公表についてを議題といたします。

管理者より議案提出書が送付されましたので、書記をして朗読をいをたさせます。

(橋本丈夫書記 朗読)

川消総発第一四八〇号

平成二十五年三月二十八日

川越地区消防組合議会議長 江 田

肇 様

川越地区消防組合管理者

Ш 合 善 明

議案の提出について(通知)

平成二十五年本組合議会第一回定例会に、次の議案を提出いたします。

川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条 例を定めることについて

三 平成二十四年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第一号)

川越地区消防組合消防団条例の一部を改正する条例を定めることについて

兀 平成二十五年度川越地区消防組合一般会計予算

○江田 肇議長 以上で公表を終わります。

○江田 △日程第 肇議長 日程第三、地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者の報 三 地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者の報告について

告についてを議題といたします。

地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席要求に基づき、管理者より通知

のありました出席者については、 配布しておきましたので御了承願います。

川消 議会発第五〇号

平成二十五年三月二十一日

川越地区消防組合管理者 Ш 合 善 明 様

Ш 越地区消防組合議会議長 江 田

肇

出 席 要 求 書

地区消防組合議会第一回定例会に議会の審議に必要な説明のため、管理者並びにそ 地方自治法第百二十一条第一項の規定により、三月二十八日午後一時開会の川越

の委任を受けた者の出席を要求します。

平成二十五年三月二十八日

川消総収第一四四

川越地区消防組合議会議長 江 田 肇

様

越地区消防組合管理者

Ш

合

善 明

席 通 知 書

出

要求により、

平成二十五年本組合議会第一回定例会に、

別紙の者が出席します。

管理者 Ш 合

善

明

副管理者 高 田 康 男

風 間

司

明

会計管理者 田 弥 政

消防局長

大河内

平成二十五年川越地区消防組合議会第一回定例会会議録

次 長 大久保 愛

郎

IJ 小 林 久 雄

水 村 光 夫

IJ

川越北消防署長 斉 木 利 之

川越西消防署長 柴 忍 田 茂 巳

,越中央消防署長

崎

正

治

川島消防署長 渋 谷

総務課長 岸 田

予防課長 木 村 圭 夫 隆 徹

救急課長 高 春 雄 警防課長

柳

佳

男

指揮統制課長 辻 章

議員提出議案第一号 川越地区消防組合議会会議規則の る規則を定めることについて 部を改正す

△日程第

兀

○江田 部を改正する規則を定めることについてを議題といたします。 肇議 長 日程第四、 議員提出議案第一号、川越地区消防組合議会会議規則の

(橋本丈夫書記 朗読

議員提出議案第一号

、越地区消防組合議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。 川越地区消防組合議会会議規則の一部を改正する規則を定めることについて

平成二十五年三月二十八日提出

提出者 川越地区消防組合議会議員 三上 喜久蔵

同

賛成者

同 同

道祖土 爲 水 順

証

桐 野 忠

片 野 広 隆

同

同 同

同

同

同

吉 敷

肇議長 提案理由の説明を願います。

△提案理由の説明(三上喜久蔵議員)

〇江田

(三上喜久蔵議員登壇

〇三上喜久蔵議員 ただいま上程になりました議員提出議案第一号、 し上げます。 合議会会議規則の一部を改正する規則を定めることについて、提案理由の説明を申 川越地区消防組

を整理しようとするものでございます。 今回の改正は、川越市議会会議規則の一部改正に伴い、第二条第一項の引用条文

なお、 この規則の施行期日は公布の日としようとするものでございます。

何とぞ速やかに御議決賜りますようお願い申し上げ、

○江田

肇議 長

提案理由の説明は終わりました。

提案理由の説明といたします。

議員各位におかれましては、

△質疑・討論・採決

○江田 肇議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。 ー質疑なしと認め

ます。質疑を終結いたします。 討論に入ります。討論はありませんか。 一討論はありませんので、これより本件

の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ございませんか。

する。

「異議なし」と言う者がいる)

○江田 肇議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに 決定いたしました。

橋 剛 吉 柿

田 田

光 有

雄

髙

清 水 京

子 賢 ○江田 △日程第

五.

会議録署名議員指名について

日程第五、

会議録署名議員指名についてを議題といたします。

会議録署名議員二人の指名を行います。

会議規則第八十八条の規定により、 肇議 長

道祖土 田 敏 男 証 議員 議員

以上二人を指名いたします。

△日程第 六 監査結果の報告について

○江田 監査委員より、平成二十四年十月五日以降、本日までに六件の監査結果の提出が 肇議長 日程第六、監査結果の報告についてを議題といたします。

ありましたので、報告いたします。

川消監発第二六号

平成二十四年十月二十三日

川越地区消防組合議会議長 江 田

肇 様

川越地区消防組合監査委員 坂

同

清 水 京 子

П

雄

出納検査の結果について(報告)

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十四年度九月分例

月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出

八

川消監発第二八号

平成二十四年十一月二十1 日

川越地区消防組合議会議長

江 田 肇

一越地区消防組合監査委員 坂 П

様

出納検査の結果について(報告)

清

水

京

子

雄

月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出 地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十四年度十月分例

する。

川消監発第三一号

平成二十四年十二月二十日

川越地区消防組合議会議長 江 田

肇 様

川越地区消防組合監査委員 坂 П

清 水 京 子

出納検査の結果について(報告

例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提 地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十四年度十一月分

出する。

川消監発第三二号

平成二十四年十二月二十日

川越地区消防組合議会議長

江 田

肇

様

川越地区消防組合監査委員

坂 清 水 京

子 雄

口

定例監査の結果について

したので、同条第九項の規定によりその結果に関する報告を提出する。 地方自治法第百九十九条第四項の規定に基づき、 川越地区消防組合の監査を執行

川消監発第三四号

平成二十五年一月二十三日

川越地区消防組合議会議長 江 田

肇 様

同

川越地区消防組合監査委員

坂

清

水 П

京

子 雄

出納検査の結果について(報告

例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提 地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、 平成二十四年度十二月分

出する。

川消監発第三六号

雄

平成二十五年二月二十二日

川越地区消防組合議会議長 江 田

肇

川越地区消防組合監査委員 様

坂 水 П

清

京

雄 子

出納検査の結果について(報告

月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出 地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十四年度一月分例

する。

△管理者あいさつ

○江田 肇議長 申し上げます。管理者より発言の申し出がありますので、これを許

します。

平成二十五年川越地区消防組合議会第一回定例会会議録

## (川合善明管理者登壇)

回定例会でございますので、一言ごあいさつを申し上げます。○川合善明管理者 本日は、平成二十五年度の当初予算案を御審議いただきます第一

締まる思いでございます。 管理者を担わせていただくことは、その職責の重大さを痛感するとともに身の引き、先般の市長選におきまして、市民の皆様の御支援をいただき、引き続き本組合の

での進展に努力を重ねてまいる覚悟でございます。 今後とも三十五万余の市民、町民の安全確保に全力を尽くし、また先進組合同士

平成二十五年度の当初予算案といたしましては、平成二十四年度の当初予算対比でさて、御承知のとおり川越市、川島町ともに厳しい財政状況ではございますが、

二・三%増の四十八億四千三百四十四万三千円の予算規模となっております。

とするものでございます。成、救急資機材等の整備など救急業務体制の充実、高度化をより一層図っていこう成、救急資機材等の整備など初動消防力の強化を図るとともに、救急救命士の養ほか、消防資機材等の整備など初動消防力の強化を図るとともに、救急救命士の養主な施策といたしましては、化学消防自動車を初めとする消防車両の更新整備の主な施策といたしましては、化学消防自動車を初めとする消防車両の更新整備の

い申し上げます。
て説明いたさせますので、何とぞ速やかに御審議の上、御賛同を賜りますようお願に本年度の一般会計予算の補正がございます。詳細につきましては、消防局長をしまた、平成二十五年の当初予算案のほか、組合条例の一部を改正する条例案並び

びといたします。
ます組合行政につきまして、議員各位の御指導と御協力を切にお願い申し上げ、結め全力で取り組んでまいりますので、今後とも安全・安心の確保という観点に立ち当組合といたしましても、市民、町民が安心して暮らせる安全な地域づくりのた

○江田 肇議長 以上で管理者の発言を終わります。

△日程第 七 議案第 一号 川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する

置に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。○江田 肇議長 日程第七、議案第一号、川越地区消防組合消防本部及び消防署の設

### 議案第一号

する条例を定めることについて川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正

川合

善明

# △提案理由の説明(消防局長)

○江田 肇議長 提案理由の説明を願います。

(大河内弥一消防局長登壇

して、提案理由の御説明を申し上げます。 防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例を定めることにつきまの大河内弥一消防局長 ただいま上程になりました議案第一号、川越地区消防組合消

ようとするものでございます。 川越市において、町の区画が新たに画されたことに伴い、本条例の一部を改正し

ものでございます。
防署の項に「中台一丁目」、「中台二丁目」及び「中台三丁目」を加えようとする防署の項に「中台一丁目」、「中台二丁目」及び「中台三丁目」を加えようとするのでございますが、消防署の管轄区域を規定とする別表中、川越中央消

なお、この条例の施行期日は公布の日としようとするものでございます。

ヽ.;; ...t。 以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどをお願い申

し上げます。

○江田 肇議長 提案理由の説明は終わりました。

### △質疑・討論・採決

○江田 肇議長 これより質疑に入ります。御質疑ございませんか。ー質疑なしと認

の採決を行います。
討論に入ります。討論はありませんか。
一討論はありませんので、これより本件

本件を原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○江田 肇議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに

# △日程第 八 議案第 二号 川越地区消防組合消防団条例の一部を改正する条例を

する条例を定めることについてを議題といたします。○江田 肇議長 日程第八、議案第二号、川越地区消防組合消防団条例の一部を改正

#### 議案第二号

川越地区消防組合消防団条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。川越地区消防組合消防団条例の一部を改正する条例を定めることについて

平成二十五年三月二十八日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

# △提案理由の説明(消防局長)

平成二十五年川越地区消防組合議会第一回定例会会議録

○江田 肇議長 提案理由の説明を願います。

(大河内弥一消防局長登壇)

し上げます。
──防団条例の一部を改正する条例を定めることにつきまして、提案理由の御説明を申○大河内弥一消防局長──ただいま上程になりました議案第二号、川越地区消防組合消

ございます。 川島町消防団の組織の強化を図るため、本条例の一部を改正しようとするもので

の定数を五人増員し、百二十九人としようとするものでございます。 改正の内容でございますが、第三条、定数の改正でございまして、川島町消防団

います。
なお、この条例の施行期日は、平成二十五年四月一日としようとするものでござ

し上げます。 以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどをお願い申

○江田 肇議長 提案理由の説明は終わりました。

### △質疑・討論・採決

○江田 肇議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。→質疑なしと認め

の採決を行います。
討論に入ります。討論はありませんか。
一討論はありませんので、これより本件

本件を原案どおり可決することに御異議ございませんか

(「異議なし」と言う者がいる)

○江田 肇議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに

決定いたしました。

△日程第 九 議案第 三号 平成二十四年度川越地区消防組合一般会計補正予算(

#### 第一号)

補正予算(第一号)を議題といたします。 〇江田 肇議長 日程第九、議案第三号、平成二十四年度川越地区消防組合一般会計

### 議案第三号

平成二十四年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第一号)

平成二十四年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第一号)は、次に定めると

ころによる。

(歳入歳出予算の補正)

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ四十七億一千五百五十四万四千円とする。第一条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ一千九百六十万五千円を減額し、

歳出予算の金額は、「第一表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

より翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第二表繰越明許費」に第二条(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百十三条第一項の規定に

(地方債の補正)

よる。

第三条 地方債の変更は、「第三表地方債補正」による。

平成二十五年三月二十八日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

# △提案理由の説明 (消防局長)

○江田 肇議長 提案理由の説明を願います。

(大河内弥一消防局長登壇)

○大河内弥一消防局長 ただいま上程になりました議案第三号、平成二十四年度川越

上げます。 地区消防組合一般会計補正予算(第一号)につきまして、提案理由の御説明を申し

議案書三の一ページをごらんいただきたいと存じます。

五百五十四万四千円にしようとするものでございます。 九百六十万五千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ四十七億一千第一条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ一千

とするものでございます。の歳入歳出予算の金額は、三の二ページ、第一表歳入歳出予算補正の金額にしようの歳入歳出予算の金額は、三の二ページ、第一表歳入歳出予算が補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後

の三ページの第二表繰越明許費のとおりに定めようとするものでございます。第二条、繰越明許費は、翌年度に繰り越しし、使用することができる経費を、三

一号)によりまして、御説明申し上げます。それでは、別冊の平成二十四年度川越地区消防組合一般会計補正予算説明書(第債の金額に合わせ、第三表地方債補正の金額に変更しようとするものでございます。第三条、地方債の補正は、三の四ページの起債の限度額を歳入予算補正後の組合

初めに、四ページの歳出から御説明を申し上げたいと存じます。

件費につきましては、財源の内訳を補正しようとするものでございます。にかかわります事業費の確定に伴い、減額しようとするものでございます。職員人常備消防費、一千四百六十七万二千円の減額は、消防車両整備、消防資機材整備

し、使用しようとするものでございます。 追加しようとするものでございます。この経費につきましては、翌年度に繰り越しざいます。大東分署耐震診断調査業務委託を国の補正予算に合わせ実施するため、次に、常備施設費百八十五万円の追加は、施設管理に係ります委託料の追加でご

でございます。川越市消防団事務につきましては、財源の内訳を補正しようとする川越市消防団消防車両整備に係ります事業費の確定に伴い、減額しようとするもの次に、川越非常備消防費五百八十六万三千円の減額は、川越市消防団車庫建設、

ものでございます。

わります事業費の確定に伴い、減額しようとするものでございます。
、次に、川島水利施設費、二十六万九千円の減額は、川島町消防水利の増設にかか水利の増設に係ります事業費の確定に伴い、減額しようとするものでございます。五ページに移りまして、川越水利施設費、六十五万一千円の減額は、川越市消防

引き続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。

二ページをごらんいただきたいと存じます。

とするものでございます。 ち債の減額に伴い、川越市、川島町それぞれ水利施設費に係る負担金を追加しようでございます。並びに、川越水利施設費及び川島水利施設費の事業費確定による地でございます。並びに、川越水利施設費及び川越市の負担金を減額しようとするものでございます。並びに、川越水利施設費及び川越市の負担金を減額しようとするものにございます。並びに、川島町それが調査をは、一億三百九十七万三千円の減額は、消防組合負担金といたしまして、常負担金、一億三百九十七万三千円の減額は、消防組合負担金といたしまして、常

追加しようとするものでございます。 かに、物品売払収入の確定に伴い、 次に、物品売払収入、二百十一万九千円の追加は、不用品売払収入の確定に伴い、

剰余額の確定に伴い、追加しようとするものでございます。 次に、繰越金、九千二百九十三万二千円の追加は、前年度剰余金といたしまして

次に、消防債、三千六百八十万円の減額は、消防施設整備事業債といたしまして、前年度に収入を見込んでいた緊急消防援助隊活動費負担金でございます。三ページに移りまして、雑入一千五百十六万六千円の追加は、雑入といたしまし

万一千円を計上いたしました。消防施設等整備費補助金といたしまして、高規格救次に、消防費国庫補助金につきましては、歳入科目を新たに設定し、一千九十五す対象事業費の確定に伴い、減額しようとするものでございます。消防車両整備、消防資機材整備、消防団車庫建設及び消防水利の増設にかかわりま

項別明細書の総括にまとめたものでございます。

いますが、説明は省略をさせていただきます。 なお、六ページにございます附表一につきましては、地方債に関する調書でござ

し上げます。 以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどをお願い申

○江田 肇議長 提案理由の説明が終わりました。

△質疑・討論・採決

○江田 肇議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。柿田有一議員。

○柿田有一議員 議案第三号について、質疑を申し上げます。

入ったものと思いますけれども、概要について少しお伺いしたいと思います。以上か、耐震診断調査委託業務ということで、恐らくこれが国の補正にかかわる部分でたら、委託が入っているようですので内容をお聞きしたところ、大東分署でしょうたけれども、本組合の中でも今回の補正の中で、先ほど説明をお聞きしていましたけれども、本組合の中でも今回の補正の中で、先ほど説明をお聞きしていましますが、国で大規模な補正予算が組まれております。組合管内、川越、川島町それますが、国で大規模な補正予算が組まれております。組合管内、川越、川島町それますが、国で大規模な補正予算が組まれております。組合管内、川越、川島町それますが、国で大規模な補正予算が組まれております。

(岸田 隆総務課長登壇)

げます。○岸田─隆総務課長─ただいまの柿田議員さんのほうの御質問について御答弁申し上

そのため、平成二十五年度に耐震診断調査を実施する予定がありましたが、国の緊大東分署は、昭和五十四年に建設いたしました旧耐震基準の建築物でございます。大東分署の耐震診断の調査業務委託につきましての内容でございます。

採択に伴うものでございます。

急自動車及び同車両に積載する高度救命処置用資機材の整備にかかわる国庫補助の

業を実施させていただこうとするものでございます。十四年度に事業として前倒しで着手し、平成二十五年度に繰り越して、継続的に事急経済対策による補正予算第一号により補助金の交付が見込めることから、平成二

ようとするものでございます。一旦川越市が収入した国庫補助金を負担金として収入いたしまして、財源に充当しで一括申請し、補助金を受領するものでございます。そのために当消防組合では、耐震診断を実施するものでございます。財源となる補助金につきましては、川越市調査の内容といたしましては、庁舎の耐震化を検討するための資料とするため、

以上でございます。

○江田 肇議長 他に御質疑ございませんか。―質疑なしと認めます。質疑を終結い

の採決を行います。
討論に入ります。討論はありませんか。
一討論もありませんので、これより本件

本件を原案どおり可決することに御異議ございませんか。

「異議なし」と言う者がいる)

決定いたしました。
○江田 肇議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに

予算を議題といたします。
○江田 肇議長 日程第十、議案第四号、平成二十五年度川越地区消防組合一般会計△日程第一○ 議案第 四号 平成二十五年度川越地区消防組合一般会計予算

### 議案第四号

平成二十五年度川越地区消防組合一般会計予算は、次に定めるところによる。平成二十五年度川越地区消防組合一般会計予算

(歳入歳出予算)

による。

による。

による。

による。

(地方債)

還の方法は、「第二表地方債」による。より起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十条第一項の規定に

(一時借入金)

最高額は、三億円と定める。第三条地方自治法第二百三十五条の三第二項の規定による一時借入金の借入れの

平成二十五年三月二十八日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明(消防局長)

○江田 肇議長 提案理由の説明を願います。

(大河内弥一消防局長登壇)

地区消防組合一般会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。○大河内弥一消防局長 ただいま上程になりました議案第四号、平成二十五年度川越

議案書四の一ページをごらんいただきたいと存じます。

の増額が主なものでございます。

一次、消防費の増額が主な要因でございまして、退職者の増加に伴います職員人件費と、割合にして二・三%、額にして一億八百二十九万四千円の増額となっておりまと、割合にして二・三%、額にして一億八百二十九万四千円の増額となっておりまと、割合にして二・三%、額にして一億八百二十九万四千円の増額と比較いたします。平条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ四十八億四千三百四十四万三千

第二項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を、四の二、四の三

ページの第一表歳入歳出予算のとおりに定めようとするものでございます。

の四ページ、第二表地方債のとおり定めようとするものでございます。 第二条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、四

一時借入金の借入れの最高額を三億円と定めようとするものでございま

第三条、

して御説明を申し上げます。 それでは、別冊の平成二十五年度川越地区消防組合一般会計予算説明書によりま

まず歳入でございます。

二ページをごらんいただきたいと存じます。

公債費、予備費及び川越市の消防用地費からなる内容でございます。 といたしまして、川越市、川島町それぞれの共通経費、非常備消防費、水利施設費 負担金の総額は四十五億七千七百十四万円を計上いたしました。消防組合負担金

険物製造所等設置許可申請等手数料及び火薬類譲渡等許可申請手数料の見込み額で て、消防庁舎に設置されております自動販売機にかかわる見込み額でございます。 三ページに移りまして、消防手数料の総額は三百三万円を計上いたしました。危 次に、消防使用料は百四万円を計上いたしました。行政財産使用料といたしまし

まして、職員退職手当基金にかかわる見込み額でございます。 次に、 利子及び配当金は三十一万八千円を計上いたしました。 基金利子といたし

次に、物品売払収入一千円は、科目の設定でございます。

四ページに移りまして、預金利子一千円は、科目の設定でございます 次に、繰越金二千万円を計上いたしました。前年度剰余金の概算額でございます。

いたしまして、 受託収入の総額は一千百七十二万五千円を計上いたしました。受託収入と 川越自警消防費、川島自警消防費及び川越水防費からなる内容でご

雑入の総額は一千七百二十八万八千円を計上いたしました。支弁金といた

防ポンプ自動車二台、防火水槽一基、消防救急デジタル無線及び高機能消防指令セ ンターに係る実施設計業務委託の見込み額でございます。 た。消防施設整備事業債といたしまして、化学車二台、高規格救急自動車二台、消 れぞれの消防基金支払金収入及び余剰電力の売却収入などの見込み額でございます。 しまして、関越高速道路救急業務支弁金、雑入といたしまして、川越市、 五ページに移りまして、消防債の総額は二億一千二百九十万円を計上いたしまし

引き続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。

六ページをごらんいただきたいと存じます。

消防組合議会議員の報酬等及び事務経費に係る所要額でございます。 議会費の総額は六百八万一千円を計上いたしました。議会事務につきましては、

つきましては、公平委員の報酬等にかかわる所要額でございます 般管理事務につきましては、特別職の報酬等にかかわる所要額でございます。 次に、公平委員会費の総額は九万四千円を計上いたしました。公平委員会事務に 七ページに移りまして、一般管理の総額は三百五十八万円を計上いたしました。

監査事務につきましては、監査委員の報酬等及び事務経費に係る所要額でございま ハページに移りまして、監査委員費の総額は三十九万八千円を計上いたしました。

ございます。次に、火災予防対策の推進と普及啓発につきましては、事業所の防火 でございます。 管理体制の充実及び市・町民の防火意識の高揚を図るための普及啓発に係る所要額 防学校、消防大学校等の教養及び研修、福利厚生及び給貸与物品等に係る所要額で 四百二十万三千円を計上いたしました。事業概要につきましては、 手当等及び共済費に係る所要額でございます。次に、職員事務につきましては、消 災予防対策、救急高度化及び消防車両整備等の常備に係る事業の内容でございます 主な事業につきまして申し上げますと、職員人件費につきましては、給料、職員 九ページに移りまして、消防費でございます。常備消防費の総額は四十二億九千 次に、消防車両整備につきましては、 化学車二台、 高規格救急自動 職員人件費、火

材の整備に係る所要額でございます。 材の整備に係る所要額でございます。次に、川越北、川越中央、川越西やシステムの維持管理並びに消防救急デジタル無線の実施設計及び高機能消防指令に係る所要額でございます。次に、消防通信整備につきましては、消防緊急通信指進につきましては、応急手当の普及啓発、救急救命士の養成及び救急隊員の教育等車二台、広報車一台の更新整備に係る所要額でございます。次に、救急高度化の推す二台、広報車一台の更新整備に係る所要額でございます。次に、救急高度化の推

外壁等の改修工事に係る所要額でございます。主な事業につきまして申し上げますと、消防庁舎改修につきましては、高階分署ました。施設管理、川越市分消防用地費、消防庁舎改修の各事業でございます。十四ページに移りまして、常備施設費の総額は六千三百九万六千円を計上いたし

業でございます。 消防団施設管理、消防団車庫建設、消防団車両管理及び消防団消防車両整備の各事消防団施設管理、消防団車建設、消防団車両管理及び消防団消防車両整備の各事は一億八百三十三万一千円を計上いたしました。川越市消防団に係る消防団事務、十五ページに移りまして、非常備消防費でございます。川越非常備消防費の総額

の更新整備に係る所要額でございます。整備につきましては、川越市消防団古谷分団及び山田分団に入る消防ポンプ自動車整備につきましては、川越市消防団運営に係る所要額でございます。消防団消防車両主な事業につきまして申し上げますと、消防団事務につきましては、消防団員の

両管理の各事業でございます。計上いたしました。川島町消防団に係る消防団事務、消防団施設管理及び消防団車十六ページに移りまして、川島非常備消防費の総額は二千九百三十四万五千円を

報酬、共済費及び旅費等の消防団運営に係る所要額でございます。 主な事業につきまして申し上げますと、消防団事務につきましては、消防団員の

億八百七十五万二千円を計上いたしました。川越市に係る水利施設管理及び消防水十七ページに移りまして、水利施設費でございます。川越水利施設費の総額は一

び消火栓の設置等に係る所要額でございます。利の増設等の各事業でございます。消火栓の維持管理、防火水槽一基の新設工事及

……。 に係る水利施設管理事業でございます。消火栓の維持管理等に係る所要額でございに係る水利施設管理事業でございます。消火栓の維持管理等に係る所要額でございが、次に、川島水利施設費の増額は二百八十五万三千円を計上いたしました。川島町

持管理に係る所要額でございます。 隊資機材管理の各事業でございます。自警消防隊に対する補助金及び資機材等の維百八万六千円を計上いたしました。川越市自警消防隊運営事務及び川越市自警消防 十八ページに移りまして、自警消防費でございます。川越自警消防費の総額は四

自警消防団運営事務につきましては、自警消防団に対する補助金の所要額でござい次に、川島自警消防費の総額は二百八十四万五千円を計上いたしました。川島町

共済費、旅費等に係る所要額でございます。
万四千円を計上いたしました。川越市水防団運営事務につきましては、水防団員の十九ページに移りまして、水防費でございます。川越水防費の総額は四百七十九

係る所要額でございます。 万八千円を計上いたしました。消防組合、川越市及び川島町それぞれの元金償還に万八千円を計上いたしました。消防組合、川越市及び川島町それぞれの元金償還に二十ページに移りまして、公債費でございます。元金総額が一億八千八百五十四

ございます。
市及び川島町それぞれの利子償還に係る所要額並びに一時借入金利子の見込み額で市及び川島町それぞれの利子償還に係る所要額並びに一時借入金利子の見込み額で次に、利子の総額は二千百九十三万七千円を計上いたしました。消防組合、川越

ました。 次に、予備費でございます。予備費といたしましては四百五十万円を計上いたし

明細書の総括にまとめたものでございます。以上、御説明申し上げました内容が、一ページにございます歳入歳出予算事項別

なお、二十一ページ以降にございます附表一及び附表二につきましては、給与費

と思います。 明細書及び地方債に関する調書でございますが、説明は省略をさせていただきたい

し上げます。 以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどをお願い申

○江田 肇議長 提案理由の説明は終わりました。

### △質疑・討論・採決

○江田 肇議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。柿田有一議員。

ます。○柿田有一議員 議案第四号、一般会計予算に関して幾つかの分野で質疑を申し上げ

御答弁いただいた姿勢でやっていただくように期待をしております。管理者からは、どういった姿勢で臨まれるかということをお伺いいたしました。

をいただければと思います。答弁がありましたけれども、具体的にどういうことをやるのかなとかあれば御答弁すけれども、資機材の整備ですとか、救命士の育成、高度化に対応すること等が御って、どういったところを重点に取り組んでいかれるのか、厳しい財政事情の中でその中でも若干触れられていましたが、新年度、消防局の事業事務をやるに当た

この増額の内容についてお伺いをしたいと思います。少し多いように見えましたので、何か新しいことをやるように推察をいたしますが、二点目ですが、一般管理費の中身を拝見いたしました。額に比して増額の割合が

備の施設費について、どのようなことをやられるのか、主なものについて御説明願のかということの質疑も上がっていたと思いますので、改めて常備の施設費と非常外の施設にかかわる部分、毎年この議場で、どういったところの施設を対応されるうですけれども、この部分については、前倒しでやるということですので、それ以三点目ですけれども、補正でもさまざまな施設に関するものをやっていただくよ

います。

ついて、見通しも含めてお伺いできればというふうに思います。後の総額、それから基金を設けているかと思いますけれども、この運用内容などに職金ではないかと思いますけれども、退職の予定者、それから退職手当の予測の今四点目ですけれども、財政的に比較的インパクトの大きいのが人件費の中でも退

五点目ですが、課題として私たちも認識をしていますけれども、なかなか実際にしたって、お伺いをしておきたいというふうに思いますけれども、新年度予算を議論するに当たって、改めて今後の新庁舎建設についての見通実際、具体的なところまで付まだ進んでいなかったのが、この間だと思いますけれましたいうところまで行きにくいのが今の消防庁舎の建設の問題であります。財政しについて、お伺いをしておきたいというふうに思います。この間だと思いますけれども、なかなか実際にしたついて、お伺いをしておきたいというふうに思います。

以上、一回目といたします。

(岸田 隆総務課長登壇)

退職者の退職手当金等の内容について御答弁申し上げます。 私のほうからでございますが、二点目の一般管理費、三点目の施設費、四点目の○岸田 隆総務課長 御答弁申し上げます。

初めに、二点目でございます。施設費の主な内容でございます。 平成二十五年度につきましては、本消防組合が設立四十周年を迎えますことから、 平成二十五年度につきましては、本消防組合が設立四十周年を迎えますことから、 半八万円計上してございます。また、四十周年記念誌の印刷製本費に係る予算を五料、消耗品費等でございます。また、四十周年記念誌の印刷製本費に係る予算を五十八万円計上してございます。また、四十周年記念誌の印刷製本費に係る予算を五十八万円計上してございます。一般管理費における増額の内容でございます。

改修工事を実施しようとするものでございまして、改修工事の内容といたしまして

初めに、常備施設費の主な内容につきましては、

川越中央消防署高階分署外壁等

ざいます。 塗装を実施するものでございます。予算につきましては一千七百万円を計上してご塗装を実施するものでございます。予算につきましては一千七百万円を計上してごは、庁舎壁体のクラックの補修、外壁モルタルの剥離補修等を行い、最後に外壁の

次に、非常備施設費の主な内容につきましては、大東分団車庫建設予定地地質調次に、非常備施設費の主な内容につきましては、百五十万円を計上してございます。大東分団車庫の移転先候補地の地盤状切た東出張所は、平成二十六年度に大東市民センターとして新築移転し、跡地は売び大東出張所は、平成二十六年度に大東市民センターとして新築移転し、跡地は売びた東出張所は、平成二十六年度に大東市民センターとして新築移転し、跡地は売しては、百五十万円を計上してございます。大東分団車庫建設予定地地質調次に、非常備施設費の主な内容につきましては、大東分団車庫建設予定地地質調

初めに、退職予定者と今後の内容でございます。今年度につきましては三名の退職でございまして、約二億七千二百万円でございます。今後五年間の退職予定者は名の退職でございまして、二千九百万円。平成二十九年度につきましては、十一名の退職予定でございまして、二千九百万円。平成二十九年度につきましては、十一名の退職でございまして、約二億八千七百万円。平成二十六年度につきましては、四名の退職でございまして、約二億八千七百万円。平成二十六年度につきましては、四名の退職の退職でございまして、約二億八千七百万円でございます。今後五年間の退職予定でございまして、過間予定でございまして、退職予定でございまして、退職予定ででございまして、退職予定でございます。今年度につきましては三名の退みでございます。

施してございます。積み立て方法といたしましては、積み立て期間中、退職手当がで二十二名でございます。それに伴う財源負担の平準化を図るため、積み立てを実積み立て期間とし、平成四十五年度から平成四十九年度の五年間、大量退職、平均退職基金の運用についてでございますが、平成二十四年度から平成四十四年度を

まいります。以上でございます。都度、運用計画を見直し、市・町の財政負担の軽減及び平準化を図るよう努力してしているものでございます。今後、定年制度の見直し等が行われた場合には、その二億円に満たない年度に限り、二億円との差額を積み立て、七億六千万円を目標と

(大久保愛一郎次長登壇)

建設についてという内容について御答弁をさせていただきます。○大久保愛一郎次長 私のほうから、予算の重点施策とあわせまして、今後の新庁舎

事業でございます。

事業でございます。

本されましたが、重点施策といたしまして、消防液急体制の整備及び消防庁舎改修の各族急隊員の研修、火災予防対策の推進を図るための住宅及び事業所の火災予防の推び防火水槽の増設、また救急業務体制の整備を図るための応急手当の普及啓発及び業といたしまして、初動消防力の強化を図るための消防車両、消防資機材の整備及ざいましたが、重点施策といたしまして、消防救急体制の整備を推進するための事事業でございます。

常に困難な状態となっております。
常に困難な状態となっております。
常に困難な状態となっております。
に因難な状態となっております。
に因難な状態となっております。
に用越地区消防組合新消防庁舎建設検討結果報告書がましても、近年、大規模な建設事業等々が計画されておりまして、予算の確保が非まとめられまして、川越市長、川島町長並びに川越地区消防組合管理者宛てにそれまとめられまして、川越市長、川島町をびに川越地区消防組合の三者におきまして、建設検成二十二年に川越市、川島町並びに川越地区消防組合の三者におきまして、建設検応工十二年に川越市、川島町並びに川越地区消防組合の三者におきまして、建設検応工十二年に川越市、川島町並びに川越地区消防組合の三者におきましては、平今後の庁舎建設についてでございますが、新消防局庁舎建設につきましては、平

します。保に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。よろしくお願いいた保に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。よろしくお願いいた予定地につきましても、さらに調査、研究、検討を重ねまして、建設事業の予算確今後は、川越市、川島町と調整を図りながら、庁舎の規模、施設内容並びに建設

(柿田有一議員登壇)

○林田有一議員 それぞれ御答弁をいただきました。承知をしたところでござい○柿田有一議員 それぞれ御答弁をいただきました。二回目の御質疑を申し上げます。

思います。

悪います。

悪います。

の分野について、一般管理費のところですが、設立四十周年という
ことで、ここをやるというのが順番的な流れかなというふうに承知をしたところで
ことで、主なところは高階がやって、それから大東がどのようになるかという
ことで、主なところは高階がやって、それから大東がどのように思います。
とで記念式等、中身についても楽しみにしておきたいというふうに思います。
思います。

れば、ぜひ御通知をいただきたいというふうに思います。
ざいます。また、移転先は調査検討中ということで、この点についても詳細がわかいるところですので、これとあわせたところだというふうに理解をしたところでごとしては必要になってくるのかなと、これは市民センターが今、建設がはかどってまた、非常備についても、これも大東ということで、大東地域が次のターゲット

ころが最後にお聞きをした新庁舎ということで、財政予算の確保が困難な状況は承が大きいかなと、それから二十七年と、当面この二カ年が少し退職者が多いとしました。ちょうど人口が多くなったり、社会的にもさまざまな事情でいろいたしました。ちょうど人口が多くなったり、社会的にもさまざまな事情でいろいいたしました。ちょうど人口が多くなったり、社会的にもさまざまな事情でいろいろな施設がたくさん老朽化が重なっているところではないかなと推察をいたします。その点についてしっかりと先を見通しながらの財政運営を期待したいと思いますので、これに関連して、財政が非常に厳しい中ではあるけれども、一方、要請も高いというに大きな財政出動がどうしても必要になってくるお金計画的な部分で、二十五年は少し多くなるようで、額的にも必要になってくるお金計画的な部分で、二十五年は少し多くなるようで、額的にも必要になってくるお金計画的な部分で、二十五年は少し多くなるようで、財政予算の確保が困難な状況は承に大きな財政と、それから二十七年と、当面この二カ年が少し退職者が多いというというない。

これも期待をしておきたいと思います。されも期待をしておきたいと思います。これも期待をしておきたいと思います。でけながら検討がされるとありがたいなと、どうしても重要な施設であることは間知をしていますが、大規模な事業が計画的にされているところにきちんと位置づけ知をしていますが、大規模な事業が計画的にされているところにきちんと位置づけ

るかと思いますけれども、こういった困難な時代がどういうふうな状況なのか認識 がかかったんです。こういう状況だけではなくて、困難な事例が幾つか見受けられ 救急車で来ていただいたんですけれども、 す。私のところも実は家族、祖母の法事のときに、高齢者、法事の際に倒れられて 困難な状況の中で一生懸命電話をかけ、病院との調整を図っている様子を目にしま たいと思いますが、火災だけではなくて、救急搬送の困難な事例、 絡もいただいたりだとか、そういうこともしておりますし、それぞれ課題もあるか もお聞きをしております。 の対策について何かお考えがあればお伺いをしておきたいと思います。 している部分と、それからこの搬送に対する対策など、現在進んでいるものや今後 して、患者さんの状況を見て病院に搬送するまでに、どうしても時間がかかったり 会の中でも一般質問などがあったかと承知をしております。現場に救急車が到着を と思いますので、そういった課題について少し踏み込んで、もう何点かお聞きをし 消防事情、さまざま、火災、 例えば火災は年末からこのかた、 救急、救助、 やはり病院に搬送されるまでに少し時間 それぞれの事情、 すごく大変頻繁に、 なかなか困難な実態 過去にもこの議 連

以上、二回目といたします。

現在どのようになっているのか、改めてお伺いをしたいというふうに思います。ることを先ほどの説明の中で承知しましたけれども、二十八年度までに実施をするというふうに法律上はなっているようですけれども、二十八年度までに実施をするというふうに法律上はなっているようですけれども、二十八年度までに実施をするというふうに法律上はなっているようですけれども、二十八年度までに実施をする以上、二回目といたします。

(高野春雄救急課長登壇)

○高野春雄救急課長 ただいまの柿田議員様からの御質疑に対しまして御答弁申し上

度が重症以上と診断された傷病者は千百七十一人でございます。一万三千六百六十六人で、転院搬送の傷病者千三百三十三人を除き、初診の傷病程川越地区消防組合管内における平成二十四年中の救急搬送人員につきましては、

ち重複している傷病者が百四十三人おり、計三百四十七人でございます。者が百七十四人、現場滞在時間が三十分以上要した事案の傷病者が三百十六人、う急搬送困難事案の傷病者数につきましては、電話回数が四回以上要した事案の傷病案、また収容医療機関が決まらず、現場滞在時間が三十分以上要した、いわゆる救工の千百七十一人のうち、医療機関への収容依頼の電話回数が四回以上要した事

(辻 章一指揮統制課長登壇)

○辻 章一指揮統制課長 消防救急デジタル化整備の経過と進捗状況につきまして御

一日までとされました。それに基づきまして、当消防組合では平成二十二年度に川タル方式が規定されるとともに、アナログ方式の使用期限が平成二十八年五月三十平成十五年十月、総務省から電波法関係審査基準が改正され、消防用としてデジ

(柿田有一議員登壇)

○柿田有一議員 それぞれ御答弁をいただきました。

いしたいというふうに思います。きベッドの状況などがわかるようなシステム等々についての研究や検討はぜひお願きベッドの状況などがわかるようなシステム等々についての研究や検討はぜひお願も、こういったものも検討の中に恐らく入っているのであろうなということで、空あわせて、高度な情報システム等が昨今いろいろな形で報道されていますけれど

いった場所にどういうものが建つのか、高さはどれぐらいなのか、そういうことには、かなり具体的なものまでもう想定されているんだと思いますが、具体的にどう年度は実施設計業務委託ということですけれども、ここまで進んでいるということでも含めて御答弁をいただきました。地質調査等も完了しているということで、新ログ使用期限に向けた検討を具体的に二十四年度やっていただいているものについロ方、消防デジタル無線の問題ですけれども、二十八年五月三十一日までのアナ

ついて、細かいことですけれども、もしわかるようでしたらお答えいただきたいと

思います。以上です。

(辻 章一指揮統制課長登壇

〇辻 章一指揮統制課長 消防救急デジタル化無線に伴う鉄塔の場所についてという

ことで御答弁を申し上げます。

内に高さ三十メートルのシリンダー型鉄塔を建てる計画をしてございます。以上で 基地局、鉄塔の位置につきましては、指揮統制課の事務室がある庁舎の南側敷地

ございます。

たします。

〇江田 肇議長 他に御質疑ございませんか。一質疑なしと認めます。質疑を終結い

討論に入ります。討論はありませんか。一討論はありませんので、これより本件

本件を原案どおり可決することに御異議ございませんか。

の採決を行います。

(「異議なし」と言う者がいる)

○江田 **肇議長** 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに

決定いたしました。

午後二時二十七分 休憩

暫時休憩いたします。

午後二時三十二分

再開

〇江田 肇議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△追加議案提出

〇江田 肇議長 管理者より追加議案の送付がありましたので、追加議案の提出書を

書記をして朗読いたさせます。

(橋本丈夫書記

平成二十五年三月二十八日

川消総発第一四八一号

川越地区消防組合議会議長 江 田 肇

川越地区消防組合管理者 様 Ш

合 善

明

追加議案の提出について(通知)

平成二十五年本組合議会第一回定例会に、次の議案を追加提出いたします。

公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

二 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

△日程追加

江田肇議長 び第十二として日程に追加し、これを議題とすることに御異議ございませんか。 お諮りいたします。ただいま追加になりました二件を日程第十一及

「異議なし」と言う者がいる)

○江田 ることに決定いたしました。 肇議長 御異議なしと認めます。よって、それぞれ日程に追加し、議題とす

△日程第一一 同意第 一 号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについ

○江田 肇議長 ることについてを議題といたします。 日程第十一、同意第一号、 公平委員会委員の選任につき同意を求め

同意第一号

項の規定により、議会の同意を求める。 次の者を本組合公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第九条の二第二 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

川越市小仙波町二丁目四十番地十二

大 野 英 夫

昭和二十四年九月十六日生

平成二十五年三月二十八日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明(管理者)

○江田 肇議長 提案理由の説明を願います。

(川合善明管理者登壇)

○川合善明管理者 ただいま上程になりました同意第一号、公平委員会委員の選任に

の規定により議会の御同意を求めるものであります。平委員会委員の適任者と認めるに至りましたので、地方公務員法第九条の二第二項で、その後任者の人選に努めてまいりましたところ、ここに大野英夫氏を本組合公本組合公平委員会委員福岡一枝氏が本年四月一日をもって任期満了となりますの

て川越市副市長を務められた、人格が高潔で、かつ深い識見を有している方であり和四十八年に川越市に就職され、総務部参事、経営管理部長、本組合消防局長を経同氏は、昭和二十四年生まれで、川越市小仙波町二丁目に御在住であります。昭

議員各位におかれましては、何とぞ速やかに御審議の上御同意を賜りますようお

願い申し上げます。

ます。

○江田 肇議長 提案理由の説明が終わりました。

△質疑·採決

○江田 肇議長 これより質疑に入ります。御質疑ございませんか。―質疑なしと認

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入ります。これより本件

の採決を行います。

本件を同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○江田 肇議長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意決することに決定いた

△日程第一二 同意第 二号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについ

○江田 肇議長 日程十二、同意第二号、公平委員会委員の選任につき同意を求める

同意第二号

公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

項の規定により、議会の同意を求める。
次の者を本組合公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第九条の二第二

川越市かわつる三芳野一番地(二一―五〇三)

中島美砂子

昭和四十三年一月三十一日生

平成二十五年三月二十八日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明(管理者)

○江田 肇議長 提案理由の説明を願います。

(川合善明管理者登壇)

○川合善明管理者 ただいま上程になりました同意第二号、公平委員会委員の選任に

つき同意を求めることについての提案理由の御説明を申し上げます。

項の規定により議会の御同意を求めるものであります。公平委員会委員の適任者と認めるに至りましたので、地方公務員法第九条の二第二で、その後任者の人選に努めてまいりましたところ、ここに中島美砂子氏を本組合本組合公平委員会委員佐々木修氏が本年四月一日をもって任期満了となりますの本組合公平委員会委員佐々木修氏が本年四月一日をもって任期満了となりますの

であります。
在、弁護士として御活躍されており、人格が高潔で、かつ深い識見を有している方在、弁護士として御活躍されており、人格が高潔で、かつ深い識見を有している方の氏は、昭和四十三年生まれで、川越市かわつる三芳野に御在住であります。現

お願い申し上げます。 
議員各位におかれましては、何とぞ速やかに御審議の上、御同意を賜りますよう

○江田 肇議長 提案理由の説明が終わりました。

### | 質疑・採決

○江田 肇議長 これより質疑に入ります。御質疑ございませんか。一質疑なしと認

の採決を行います。本件は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入ります。これより本件

本件を同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○江田 肇議長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決定いたし

#### △日程追加

ます。これに御異議ございませんか。 質問についてを日程第十三として日程に追加し、これを議題とし実施したいと思い○江田 肇議長 お諮りいたします。一般質問の通告がありますので、この際、一般

平成二十五年川越地区消防組合議会第一回定例会会議録

# 「異議なし」と言う者がいる)

○て日程に追加し、これを議題とすることに決定いたしました。○江田 肇議長 御異議なしと認めます。よって、一般質問についてを日程第十三と

# △日程第一三 一般質問について

● 通告順に発言を許します。桐野 忠議員。 ● ○江田 肇議長 日程第十三、一般質問についてを議題といたします。

### (桐野 忠議員登壇)

障害者に対する救急対応について一般質問をさせていただきます。 ○桐野 忠議員 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告をしております

心から感謝を申し上げます。 大久保次長、小林次長、水村次長、また全職員、消防職員の皆様におかれましては、大久保次長、小林次長、水村次長、また全職員、消防職員の皆様におかれましては、川島町の市・町民を守っていただいていることに対しまして、大河内局長を中心に川島町の市・町民を守っていただいていることに対しまして、大河内局長を中心に川島町の市・町民を守っていただいていることに対しまして、大河内局長を中心に川島町の市・町民を守っていただいていることに対しまして、大河内局長を中心に川島町の市・町民を守っていただいでしまり、消防職員の皆様におかれましては、対象に、今よくテレビでも取り上げられている理不尽な救急車利用や、一生懸命初めに、今よくテレビでも取り上げられている理不尽な救急車利用や、一生懸命

さて、今回、このような題で質問をさせていただくこととさせていただきました。緊急の場合は本当に大変だとのこともお聞きしました。緊急の場合は本当に大変だとのこともお聞きしました。すた、私も伝えるのに大変な思いをしました。東日本大震災でも、救急支援の中ででまた、私も伝えるのに大変な思いをしました。東日本大震災でも、救急支援の中では質疑や質問があったから市民相談を受ける中で、相手に意思を伝えるのが非常に疲ささて、今回、このような題で質問をさせていただくことにしましたのは、お一人とさせていただきました。

と思います。また、意識不明や重体などの場合、恐らく健常者とほとんど変わらな障害と言っても幅広いわけですし、その障害の内容によって違いはあるのだろう

のではないでしょうか。い教急対応になるのだと思いますが、軽度や意識がある場合などは少し違ってくる

応はどのように行っているのか、お伺いをさせていただきます。あわせて、特に聴覚障害者やペースメーカー等を入れている内部障害者に対する対あわせて、特に聴覚障害者やペースメーカー等を入れている内部障害者に対する救急対応はどのように行っているのか、そこで質問ですが、現状、障害者に対する救急対応はどのように行っているのか、

題や問題点はどのようなことがあるのか、お伺いをさせていただきます。次に、これまで障害者に対する救急対応を行ってきた中で、現場の声としての課

以上、一回目とします。

(高野春雄救急課長登壇)

○高野春雄救急課長 ただいまの桐野議員様からの御質問に対しまして御答弁申し上

者への対応について御答弁申し上げます。 一つ目、現状の障害者に対する救急対応並びに聴覚障害者を含めました内部障害

絡体制を二十四時間体制でとっているところでございます。 態の発生等を当消防局へ自動的に通報することができるようになり、通報者との連り傷病者の方が電話機やペンダント型の発信ボタンを使用することにより、緊急事よる障害者自身が通報可能な状態となっており、また緊急通報システムの導入によ電話での一一九番通報が困難な傷病者の方につきましては、ファックス一一九に

でございます。の御協力のもと、手話通訳者の現場派遣ができるシステムが構築されているところの御協力のもと、手話通訳者の現場派遣ができるシステムが構築されているところでコミュニケーションを図っており、救急現場の状況に応じましては筆談等をすること救急隊は、現場において聴覚障害者等の傷病者に対しましては筆談等をすること

拍、呼吸、血圧等の観察結果から、症状に応じて応急手当を実施しております。障離を十分にとり活動を行っているところでございます。救急隊は傷病者の意識、脈電話から発する電磁波がペースメーカーの作動に影響を及ぼすため、傷病者との距また、心臓ペースメーカー等の内部障害の傷病者につきましては、無線機や携帯

じましては、 聴覚障害の傷病者の中には、 動を行っているところでございます。しかし、 等を抱えた傷病者と障害のない傷病者とでは、救急活動自体に大きな差異はなく活 めて障害の程度に応じて個人差があることから、 害者の方に対しましては、 で傷病者に配慮した活動を行っているところでございます。また、障害の程度に応 傷病者の状態に応じた適切な活動ができるよう準備しているところでございます。 救急活動全般は、傷病者の救命という観点から活動をするため、視覚や聴覚障害 続きまして、傷病者の救急に対する課題につきまして御答弁申し上げます。 体位管理が必要な傷病者の方に対し、消防隊の支援活動を実施してい 通院中の医療機関との情報交換を密にすることにより、 発声が困難であったり、 細部の活動におきましては、視覚・ 特にコミュニケーションを図る上 視覚が低下しているなど、極

(桐野 忠議員登壇)

るところでございます。以上でございます。

○桐野 忠議員 それぞれお答えをいただきました。

障害者への救急対応につきましては、御答弁をいただきましたようにファックスで書名への救急対応につきましては、視覚・聴覚障害者の方々とのコミュニケーショとだったと思います。それぞれ細かな対応はされているんだと認識をさせていただとだったと思います。それぞれ細かな対応はされているんだと認識をさせていただとだったと思います。それぞれ細かな対応はされているんだと認識をさせていただとました。課題、問題については、御答弁をいただきましたようにファックス

だてとしての何点か提案も含めてお伺いをさせていただきたいと思います。そこで二回目の質問ですけれども、特にコミュニケーションの課題等の解決の手

を通じて全世帯に配布もされていると思います。
川越市では高齢者単独世帯中心に配布されていると思います。情報シートは、広報ましたけれども、有効に活用が、利用がされているようであります。救急キットは、情報シートの件ですが、今月の川越市議会でも活用について取り上げられておられこの消防議会で私も取り上げさせていただいたことがありましたけれども、救急

と考えますが、この点をどのように考えるか、お伺いをさせていただきます。に出向く場合、救急フェア等の行事での周知であります。ぜひ行っていただきたい防組合としても、できることはあるのではないでしょうか。それは、各種イベント知方法は市や町側で行ってもらうのがほとんどだと思います。しかし、川越地区消知をよう、救急情報シートの周知をする必要があると考えます。もちろん、その周さるよう、検急情報シートの周知をする必要があると考えます。もちろん、その周さるよう、検急情報シートの周知をする必要があると考えます。

お考えをお聞かせください。
お考えをお聞かせください。
に回目の質問でファックスーー九の話がありました。これは聴覚や発声、言語障力回目の質問でファックスーー九の話がありました。これは聴覚や発声、言語障力回目の質問でファックスーー九の話がありました。これは聴覚や発声、言語障力回目の質問でファックスーー九の話がありました。これは聴覚や発声、言語障力回目の質問でファックスーー九の話がありました。これは聴覚や発声、言語障力回目の質問でファックスーー九の話がありました。これは聴覚や発声、言語障力回目の質問でファックスーー九の話がありました。これは聴覚や発声、言語障力回目の質問でファックスーー九の話がありました。これは聴覚や発声、言語障力回目の質問でファックスーー九の話がありました。これは聴覚や発声、言語障力回目の質問でファックスーー九の話がありました。これは聴覚や発声、言語障力回目の質問でファックスーー九の話がありました。これは聴覚や発声、言語障力回目の質問でファックスーー九の話がありました。

えますが、この点もお考えをお聞かせください。

一ですけれども、救急用のコミュニケーション支援ボードというものがあります。皆様もご存じかもしれませんが、指をさしてもらい、意思表示をしてもらうもっ。皆様もご存じかもしれませんが、指をさしてもらい、意思表示をしてもらうもっであります。です。な急期のコミュニケーション支援ボードというものがありままた、救急対応でのコミュニケーションをとるのに有効な手段として、東京消防また、救急対応でのコミュニケーションをとるのに有効な手段として、東京消防

以上、二回目とさせていただきます。

### (小林久雄次長登壇)

ございましたので、御答弁申し上げます。 ●メール通報並びに救急用コミュニケーション支援ボードの活用について御質問が ●メール通報並びに救急用コミュニケーション支援ボードの活用について、また緊

最初に救急情報シートの活用について御答弁申し上げます。

人口の高齢化に伴い、障害者の増加も見込まれております。現在、川越地区消防人口の高齢化に伴い、障害者の増加も見込まれております。現在の衣急情報シートの運用を開始しております。現在の救急情報シートは、川越市の場合、単線シートの運用を開始しております。現在の救急情報シートは、川越市の場合、単急情報シートの運用を開始しております。現在の救急情報シートは、川越市の場合、単急情報シートのでございます。また、救急でございますが、今後、障害者の方の救急を、対心につきましても、円滑に情報交換できる形になるように、関係担当課と協議していく予定でございます。また、救急できる形になるように、関係担当課と協議していく予定でございます。以内の高齢化に伴い、障害者の増加も見込まれております。現在、川越地区消防人口の高齢化に伴い、障害者の増加も見込まれております。現在、川越地区消防

ついて御答弁申し上げます。続きまして、緊急メール通報並びに救急コミュニケーション支援ボードの活用に続きまして、緊急メール通報並びに救急コミュニケーション支援ボードの活用に

緊急メール通報の活用につきましては、聴覚障害のある方や、言語による通報にております。以上でございます。
のある方が電子メールを使い、一一九番要請できるものでございます。現在、不安のある方が電子メールを使い、一一九番要請できるものでございます。現在、におきましても、救急現場において導入できないか、今後検討していきたいと考えにおきましても、救急現場において導入できないか、今後検討していきないます。現在、不安のある方が電子メールを使い、一一九番要請できるものでございます。現在、ております。以上でございます。

○江田 肇議長 以上をもって全通告者の質問は終わりました。これをもって一般質

#### △閉会

りました。よって、これをもって会議を閉じます。○江田 肇議長 以上をもって川越地区消防組合議会第一回定例会の議事全部を終わ

閉会いたします。

	日程第二		日程第一	△会議の結果		午後二時五十一分
議案提出書を公表した。	議案提出書の公表について	本日一日間と決定した。	会期決定について			分 閉会
	日程第一二 同意第 二早			日程第一一 同意第 一早		日程第一〇 議案第 四号
て	二号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについ	同 意	て	一号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについ	原案可決	7 平成二十五年度川越地区消防組合一般会計予算

兀 議員提出議案第一号 川越地区消防組合議会会議規則の一部を改正す 報告について 出席者の一覧を配布した。 日程第一三

日程第

Ξ

地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者の

一般質問について

議員一人が一般質問を行った。

同

意

日程第 る規則を定めることについて

議長指名のとおり決定した。

会議録署名議員指名について

原案可決

監査結果の報告について

日程第

六

日程第

五.

議案第 一号 川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する 監査結果の提出について報告した。

日程第

七

条例の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

川越地区消防組合消防団条例の一部を改正する条例を

日程第 九 議案第 三号 平成二十四年度川越地区消防組合一般会計補正予算( 定めることについて 原案可決

日程第

八

議案第 二号

原案可決

第一号)